

1. 使用許可後でも町主催事業が優先します。使用の中止をお願いすることがありますが、ご了承ください。
2. 使用時間は、1日使用の場合、午前8時半から午後5時となっていますので、午後5時には使用団体は使用・片付け等を終了してください。町外団体の方は運動公園管理員に運動公園を明け渡してください。
3. 「ある団体がいつ運動公園を使用するか」「この日はどの団体が使用するか」といった内容の問い合わせには一切答えることができません。
4. 使用許可を得た日を無断で他の団体等に譲渡することは禁止いたします。
5. 登録団体に虚偽申請や禁止行為が発覚した際は、団体登録を取り消すことといたします。
6. 使用予約については一部の時間だけをキャンセルすることはできません。午前及び午後のみを使用したい場合は再度予約手続きをお願いします。

【使用上の注意】

- ① 使用するときは、許可証を携帯して下さい。
- ② 天候の急変、落雷等が予想される時は、すぐに使用を中止し安全な場所に避難して下さい。
- ③ 施設内に、他人に危害を及ぼす物品や生物を持ち込んだりしないで下さい。
- ④ 許可なく、張り紙・看板・広告の表示や配布をしないで下さい。
- ⑤ 施設内では、所定の場所以外で飲食をしないで下さい。
- ⑥ ごみは各自持ち帰って下さい。ゴミ箱はありません。
- ⑦ 改正健康増進法の施行に伴い笠置町運動公園内は禁煙です。施設内での焚火等も禁止します。
- ⑧ 使用後は、グラウンド整備を行い使用前の状況に回復して下さい。
- ⑨ 使用者が使用等により建造物又は備品その他の物件をき損または滅失した場合は、速やかに役場又は運動公園管理員に連絡してください。（その損害は破損時の状況により賠償していただく場合があります。）
- ⑩ 使用者は、使用中に生じた一切の事故についてその責任を負うものとする。但し明らかに管理団体の責任と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑪ 駐車場での盗難・事故等については、一切責任を負いません。
- ⑫ ゲートボールコートへは、スパイクで入らないで下さい。
- ⑬ フェンス外に出たボール等は、大変危険ですので絶対取りに出ないで、管理人に報告して下さい。
- ⑭ 使用時は、「使用記録簿」に必要事項を記入してください。町外団体は、返却時に記録簿の内容について管理人の点検を受けて下さい。
- ⑮ カギを借りている場合は、使用記録簿とともに翌日（土・日・祝日場合は月曜日）に笠置町役場総務財政課まで返却して下さい。
- ⑯ 使用中に緊急事態が発生した場合は、役場までご連絡下さい。

笠置町役場
参考 相楽中部消防署

Tel0743-95-2301
Tel0774-72-2119

裏面もご覧ください。

【使用料の還付について】

- ① 使用前にグラウンド不良又は管理団体の諸事情により中止した場合は、使用料を返却します。
- ② 運動公園を使用しないこととなった場合は、必ず笠置町役場に取り消しの連絡をして下さい。その場合、使用日の 3 日前であれば全額使用料を還付します(例えば、日曜日に使用する場合、木曜日までに連絡をされた場合、使用料全額還付)。「笠置町運動公園公園使用料還付申請」の書類提出とキャンセルの連絡とは異なります。連絡なく還付申請書類を提出された場合はキャンセル連絡があったとは認められませんので注意して下さい。
- ③ ②によらず、天候(雨天、異常な暑さにより熱中症の危険性が高く運動を避ける必要を感じた時等)により使用しなくなった場合は、使用日当日の利用開始予約時間の1時間前(利用開始が午前8時30分の予約の場合午前7時30分)までに笠置町役場に使用しない旨の連絡をされれば、全額使用料を還付します。また、1 日使用であって、使用中に天候が悪化した場合、正午までに笠置町役場へ使用しない旨の連絡をされれば、半日分の使用料を還付します。半日使用の場合は上記に準じて還付します。
- ④ 笠置町区域が警報もしくは特別警報となった気象状況においては、運動公園の使用を停止することとし、その発令時間に応じて使用料を還付します。

連 絡 事 項

- ☐ ゲートの鍵は、使用申請時刻に管理人が開閉に行きますので、申請時間に変更が出る場合や利用を中止する場合は、速やかに役場へ連絡して下さい。
- ☐ 運動公園使用日に連絡がつく代表者の電話番号を事前に役場まで報告して下さい。
- ☐ 『笠置町運動公園使用について』の規則については、その内容をチームに所属する全メンバーが十分に理解し、使用に関してはこれを遵守してください。規則を守れないメンバーがいた場合は使用を中止することがあります。